

事業所名称	愛寿園短期入所生活介護事業所		
経営主体	社会福祉法人三愛福祉会		
事業者番号	0770700227		
所在地	〒	962-0052	
	住所	福島県須賀川市吉美根字土橋121番地	
	交通アクセス	JR須賀川駅より、福島交通バス“矢沢経由北横田行”、“矢沢経由町守屋行”、 『朧山』バス停下車徒歩5分	
連絡先		0248-75-3378	
	FAX	0248-75-3281	
ホームページ	URL	なし	
電子メール	E-mailアドレス	<a href="mailto:aiju-tok@bz01.plala.or.jp">aiju-tok@bz01.plala.or.jp</a>	
営業日	毎日		
休日	なし		
入所者の定員	10人		
短期入所生活介護の実態形態	短期入所生活 介護	併設施設	多床室
サービスキャンセル時の対応	利用開始予定日の前日17時30分までにご連絡が無かった場合は、キャンセル料として1日の食事代実費分を頂きます。但し、健康上の理由や止むを得ない事情の場合はこの限りではありません。		
サービス提供地域	須賀川市、鏡石町		
送迎可能地域	須賀川市、鏡石町		
送迎可能地域以外の地域又は可能時間以外の送迎の対応	応相談		
要支援1・2(介護予防短期入所生活介護)への対応	可	生活保護受給者への対応	可
介護報酬の告示で定める額以外の利用料	詳しくは直接お問い合わせください。		
事業所設置年月日	平成12年4月1日	事業開始年月日	平成12年4月1日

併設事業所	介護老人福祉施設	通所介護	介護予防通所介護	居宅介護支援	介護予防短期入所生活介護	
従業者の状況	職員体制		専従(常勤)	専従(非常勤)	兼務(常勤)	兼務(非常勤)
	医師					
	生活相談員		2人			
	看護職員				5人	
	介護職員		32人	7人		
	機能訓練指導員		1人			
	栄養士				1人	
介護報酬加算等の算定情報	機能訓練体制		あり	1日につき+12単位		
	在宅中重度加算	夜間看護体制	あり	1日につき+10単位		
		在宅中重度者受入	なし	夜間看護体制加算を算定している場合1日につき+415単位		
			なし	夜間看護体制加算を算定していない場合1日につき+425単位		
	送迎体制		あり	片道につき+184単位		
	栄養管理評価	管理栄養士配置	あり	1日につき+12単位		
		栄養士配置	なし	1日につき+10単位		
	緊急受入体制		なし	1日につき+50単位		
	療養食加算		あり	1日につき+23単位		
	職員の欠員の状況		なし	×70/100		
注 1 須賀川市においては単位数×10円が利用料となり、うち9割が介護保険より支給されます。 2 介護予防短期入所生活介護は在宅中重度加算、緊急受入体制は適用されません。 3 利用者が連続して30日を越えて短期入所生活介護を受けている場合は、30日を越える日以降に受けた短期入所生活介護については、短期入所生活介護費は算定しません。 4 在宅中重度加算で夜間看護体制とは、常勤の看護師を1名以上配置し、看護にかかる責任者を定めており、看護職員により、又は病院等の連携で24時間連絡体制を確保し、必要に応じて健康上の管理を行なう体制を確保している場合に評価されます。 5 在宅中重度加算で在宅中重度受入とは、居宅において訪問看護の提供を受けていた利用者が、短期入所生活介護を利用する場合であって、当該利用者が利用していた訪問看護事業所から派遣された看護職員によって健康上の管理を行わせた場合に評価されます。						
施設で定める滞在費、食費	(滞在費)	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	日額
	ユニット型個室					
	ユニット型準個室					
	従来型個室	1,150円	1,150円	1,150円	1,150円	
	多床室	320円	320円	320円	320円	
	(食費)	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	
		1,380円	1,380円	1,380円	1,380円	

滞在費、食費については第4段階の費用が厚生労働省で定める平均的な費用の額であり、施設において現にサービスに要した費用が基準費用額を超える場合は施設と入所者の契約により、滞在費、食費が決まります。  
 上記の滞在費、食費については下表に定める基準により、基準費用額を限度として収入等に応じて減額となる制度がありますので、須賀川市、介護支援専門員又は事業所にご相談ください。

	所得区分等	食費の負担限度額	滞在費等の負担限度額		
		日額(月額)	区分	日額	月額
(参考) 負担限度額	第1段階 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方又は生活保護受給者	300円 (約10,000円)	ユニット型個室	820円	約25,000円
			ユニット型準個室	490円	約15,000円
			従来型個室	320円	約10,000円
			多床室	0円	0円
	第2段階 世帯全員が市民税非課税で、年金収入等が年額80万円以下の方	390円 (約12,000円)	ユニット型個室	820円	約25,000円
			ユニット型準個室	490円	約15,000円
			従来型個室	420円	約13,000円
			多床室	320円	約10,000円
	第3段階 世帯全員が市民税非課税で、年金収入等が年額80万円を超え266万円以下の方	650円 (約20,000円)	ユニット型個室	1,640円	約50,000円
			ユニット型準個室	1,310円	約40,000円
			従来型個室	820円	約25,000円
			多床室	320円	約10,000円
	第4段階 厚生労働省で積算した <b>基準費用額</b> で第1段階から第3段階以外の者	1,380円 (約42,000円)	ユニット型個室	1,970円	約61,000円
			ユニット型準個室	1,640円	約50,000円
			従来型個室	1,150円	約35,000円
			多床室	320円	約10,000円
緊急時の対応	ご家族に連絡の上、適切に対応いたします。必要に応じて速やかに協力病院又は主治医に連絡をとる等の必要な措置を講じます。				
事業所のPR	在宅で要介護者を介護されている方で、冠婚葬祭や病気などあるいは介護疲れ、旅行などで一時的に在宅での介護が困難になった場合に、家族に代わり施設で介護サービスを提供いたします。				

事業所名称	特別養護老人ホームエルピスショートステイ		
経営主体	社会福祉法人 篤心会		
事業者番号	0770700391		
所在地	〒	962-0813	
	住所	福島県須賀川市和田字沓掛48-1	
	交通アクセス	(電車)・・・JR東北本線「須賀川駅」下車、福島交通バス「六軒行」乗車約20分。「六軒」停留所を下車、徒歩3分。 (車)・・・東北自動車道「須賀川インター」降り、国道118号線を福島空港方面へ約10分。(国道4号線からも約5分)	
連絡先		0248-76-6660	
	FAX	0248-76-6665	
ホームページ	URL		
電子メール	E-mailアドレス	<a href="mailto:elpis@atlas.plala.or.jp">elpis@atlas.plala.or.jp</a>	
営業日	毎日		
休日	なし		
入所者の定員	10人	← 介護予防短期入所生活介護も含む	
短期入所生活介護の実態形態	短期入所生活介護	併設施設	従来型個室
サービスキャンセル時の対応	利用者は、事業者に対して、利用開始予定日の当日に通知、連絡をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。		
サービス提供地域	須賀川市、岩瀬郡、石川郡玉川村。		
送迎可能地域	サービス提供地域と同じですが、土曜日・日曜日・祝祭日に関しましては、施設送迎は実施しておりません。		
送迎可能地域以外の地域又は可能時間以外の送迎の対応	通常のサービス提供地域以外の場合は、基本的にご家族の送迎により対応して頂いています。送迎可能時間以外の送迎の対応については不可。		
要支援1・2(介護予防短期入所生活介護)への対応	可	生活保護受給者への対応	可
介護報酬の告示で定める額以外の利用料	食費、滞在費、おやつ代、日用品代(タオルリース代)、電気機器使用料、理髪代。		
事業所設置年月日	平成14年10月1日	事業開始年月日	平成14年10月1日

併設事業所	介護老人福祉施設	介護予防短期入所生活介護	通所介護	介護予防通所介護	認知症対応型共同生活介護	
従業者の状況	職員体制		専従(常勤)	専従(非常勤)	兼務(常勤)	兼務(非常勤)
	医師					
	生活相談員				2人	
	看護職員				4.5人	
	介護職員		4人		30人	
	機能訓練指導員				1人	
	栄養士				1人	
介護報酬加算等の算定情報	機能訓練体制		あり	1日につき+12単位		
	在宅中重度加算	夜間看護体制	あり	1日につき+10単位		
		在宅中重度者受入	なし	夜間看護体制加算を算定している場合1日につき+415単位		
			なし	夜間看護体制加算を算定していない場合1日につき+425単位		
	送迎体制		あり	片道につき+184単位		
	栄養管理評価	管理栄養士配置	あり	1日につき+12単位		
		栄養士配置	なし	1日につき+10単位		
	緊急受入体制		なし	1日につき+50単位		
	療養食加算		あり	1日につき+23単位		
	職員の欠員の状況		なし	×70/100		
注						
1 須賀川市においては単位数×10円が利用料となり、うち9割が介護保険より支給されます。						
2 介護予防短期入所生活介護は在宅中重度加算、緊急受入体制は適用されません。						
3 利用者が連続して30日を越えて短期入所生活介護を受けている場合は、30日を越える日以降に受けた短期入所生活介護については、短期入所生活介護費は算定しません。						
4 在宅中重度加算で夜間看護体制とは、常勤の看護師を1名以上配置し、看護にかかる責任者を定めており、看護職員により、又は病院等の連携で24時間連絡体制を確保し、必要に応じて健康上の管理を行なう体制を確保している場合に評価されます。						
5 在宅中重度加算で在宅中重度受入とは、居宅において訪問看護の提供を受けていた利用者が、短期入所生活介護を利用する場合であって、当該利用者が利用していた訪問看護事業所から派遣された看護職員によって健康上の管理を行わせた場合に評価されます。						
施設で定める滞在費、食費	(滞在費)	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	日額
	ユニット型個室					
	ユニット型準個室					
	従来型個室	320円	420円	820円	1,040円	
	多床室					
	(食費)	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	
		300円	390円	650円	1,350円	

滞在費、食費については第4段階の費用が厚生労働省で定める平均的な費用の額であり、施設において現にサービスに要した費用が基準費用額を超える場合は施設と入所者の契約により、滞在費、食費が決まります。  
 上記の滞在費、食費については下表に定める基準により、基準費用額を限度として収入等に応じて減額となる制度がありますので、須賀川市、介護支援専門員又は事業所にご相談ください。

	所得区分等	食費の負担限度額	滞在費等の負担限度額		
		日額(月額)	区分	日額	月額
(参考) 負担限度額	第1段階 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方又は生活保護受給者	300円 (約10,000円)	ユニット型個室	820円	約25,000円
			ユニット型準個室	490円	約15,000円
			従来型個室	320円	約10,000円
			多床室	0円	0円
	第2段階 世帯全員が市民税非課税で、年金収入等が年額80万円以下の方	390円 (約12,000円)	ユニット型個室	820円	約25,000円
			ユニット型準個室	490円	約15,000円
			従来型個室	420円	約13,000円
			多床室	320円	約10,000円
	第3段階 世帯全員が市民税非課税で、年金収入等が年額80万円を超え266万円以下の方	650円 (約20,000円)	ユニット型個室	1,640円	約50,000円
			ユニット型準個室	1,310円	約40,000円
			従来型個室	820円	約25,000円
			多床室	320円	約10,000円
	第4段階 厚生労働省で積算した <b>基準費用額</b> で第1段階から第3段階以外の者	1,380円 (約42,000円)	ユニット型個室	1,970円	約61,000円
			ユニット型準個室	1,640円	約50,000円
			従来型個室	1,150円	約35,000円
			多床室	320円	約10,000円
緊急時の対応	施設内外で発生した利用者の事故、急変に関しては、協力医療機関(須賀川病院)に搬送し緊急医療を受けて頂きます。また緊急事態が発生した際は、速やかにご家族に対し連絡を実施致します。ただし、利用者の心身が急変し緊急の処置を要するときには、人命優先で直ちに協力医療機関に搬送し、その後、ご家族への連絡となります。				
事業所のPR	施設特有のにおいが少なく開放的な空間を提供しています。年間を通し様々な行事食や利用者の好みに合わせた選択食を提供しています。				

事業所名称	シオンの園		
経営主体	社会福祉法人 福音会		
事業者番号	0770700276		
所在地	〒	962-0714	
	住所	須賀川市下小山田字月夜田206	
	交通アクセス	水郡線 川東駅より タクシー5分	
連絡先		0248 - 79 - 4646	
	FAX	0248 - 79 - 4647	
ホームページ	URL		
電子メール	E-mailアドレス	<a href="mailto:shion@fukuinkai.net">shion@fukuinkai.net</a>	
営業日	毎日		
休日	なし		
入所者の定員	20人		
短期入所生活介護の実態形態	短期入所生活介護	併設施設	多床室
サービスキャンセル時の対応	サービス利用予定の前日19時以降のキャンセルについては、1日の自己負担額の30%に予定日数分を乗じた額をいただきます。ただし、緊急その他、急病等の場合はこの限りではありません。		
サービス提供地域	須賀川市、郡山市田村町、玉川村、鏡石町		
送迎可能地域	サービス提供地域と同じ。		
送迎可能地域以外の地域又は可能時間以外の送迎の対応	送迎可能地域以外の場合は、交通費の実費をいただきます。送迎可能時間以外の送迎は、ご家族等をお願いいたします。		
要支援1・2(介護予防短期入所生活介護)への対応	可	生活保護受給者への対応	可
介護報酬の告示で定める額以外の利用料	食事代、滞在費		
事業所設置年月日	平成6年4月1日	事業開始年月日	平成12年4月1日

併設事業所	介護老人福祉施設	通所介護	居宅介護支援	介護予防通所介護		
従業者の状況	職員体制		専従(常勤)	専従(非常勤)	兼務(常勤)	兼務(非常勤)
	医師			1人		
	生活相談員		1人			
	看護職員				3人	
	介護職員		23人			
	機能訓練指導員				3人	
	栄養士		1人			
介護報酬加算等の算定情報	機能訓練体制		なし	1日につき+12単位		
	在宅中重度加算	夜間看護体制	あり	1日につき+10単位		
		在宅中重度者受入	なし	夜間看護体制加算を算定している場合1日につき+415単位		
			なし	夜間看護体制加算を算定していない場合1日につき+425単位		
	送迎体制		あり	片道につき+184単位		
	栄養管理評価	管理栄養士配置	なし	1日につき+12単位		
		栄養士配置	あり	1日につき+10単位		
	緊急受入体制		なし	1日につき+50単位		
	療養食加算		なし	1日につき+23単位		
	職員の欠員の状況		なし	×70/100		
注						
1 須賀川市においては単位数×10円が利用料となり、うち9割が介護保険より支給されます。						
2 介護予防短期入所生活介護は在宅中重度加算、緊急受入体制は適用されません。						
3 利用者が連続して30日を越えて短期入所生活介護を受けている場合は、30日を越える日以降に受けた短期入所生活介護については、短期入所生活介護費は算定しません。						
4 在宅中重度加算で夜間看護体制とは、常勤の看護師を1名以上配置し、看護にかかる責任者を定めており、看護職員により、又は病院等の連携で24時間連絡体制を確保し、必要に応じて健康上の管理を行なう体制を確保している場合に評価されます。						
5 在宅中重度加算で在宅中重度受入とは、居宅において訪問看護の提供を受けていた利用者が、短期入所生活介護を利用する場合であって、当該利用者が利用していた訪問看護事業所から派遣された看護職員によって健康上の管理を行わせた場合に評価されます。						
施設で定める滞在費、食費	(滞在費)	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	日額
	ユニット型個室					
	ユニット型準個室					
	従来型個室					
	多床室	320円	320円	320円	320円	
	(食費)	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	
		1,380円	1,380円	1,380円	1,380円	

滞在費、食費については第4段階の費用が厚生労働省で定める平均的な費用の額であり、施設において現にサービスに要した費用が基準費用額を超える場合は施設と入所者の契約により、滞在費、食費が決まります。  
 上記の滞在費、食費については下表に定める基準により、基準費用額を限度として収入等に応じて減額となる制度がありますので、須賀川市、介護支援専門員又は事業所にご相談ください。

	所得区分等	食費の負担限度額	滞在費等の負担限度額		
		日額(月額)	区分	日額	月額
(参考) 負担限度額	第1段階 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方又は生活保護受給者	300円 (約10,000円)	ユニット型個室	820円	約25,000円
			ユニット型準個室	490円	約15,000円
			従来型個室	320円	約10,000円
			多床室	0円	0円
	第2段階 世帯全員が市民税非課税で、年金収入等が年額80万円以下の方	390円 (約12,000円)	ユニット型個室	820円	約25,000円
			ユニット型準個室	490円	約15,000円
			従来型個室	420円	約13,000円
			多床室	320円	約10,000円
	第3段階 世帯全員が市民税非課税で、年金収入等が年額80万円を超え266万円以下の方	650円 (約20,000円)	ユニット型個室	1,640円	約50,000円
			ユニット型準個室	1,310円	約40,000円
			従来型個室	820円	約25,000円
			多床室	320円	約10,000円
	第4段階 厚生労働省で積算した <b>基準費用額</b> で第1段階から第3段階以外の者	1,380円 (約42,000円)	ユニット型個室	1,970円	約61,000円
			ユニット型準個室	1,640円	約50,000円
			従来型個室	1,150円	約35,000円
			多床室	320円	約10,000円
緊急時の対応	緊急時は、介護支援専門員、主治医、ご家族、その他関係機関に速やかに連絡します。				
事業所のPR	在宅で介護している方の休養や、冠婚葬祭等の急用で介護にお困りになった時など、ご家族に代わり施設で介護サービスを提供いたします。				

事業所名称	特別養護老人ホ - ム長沼ホ - ム		
経営主体	社会福祉法人 岩瀬福祉会		
事業者番号	0772200150		
所在地	〒	962-0201	
	住所	須賀川市志茂字末津久保1-2	
	交通アクセス	須賀川駅発 長沼高校行き アスクショッピングセンター前下車 徒歩5分	
連絡先		0248-77-1001	
	FAX	0248-67-3134	
ホームページ	URL	なし	
電子メール	E-mailアドレス	<a href="mailto:naga_home@iwasefushi.jp">naga_home@iwasefushi.jp</a>	
営業日	年中無休		
休日	なし		
入所者の定員	10人		
短期入所生活介護の実態形態	短期入所生活介護	併設施設	多床室
サービスキャンセル時の対応	ご利用前にお客様のご都合でサービスを利用しない場合で、利用開始予定時刻の3時間前までに連絡があった場合は、キャンセル料はいただきません。ただし、朝食時から利用される場合は、前日の午後5時までにご連絡下さい。キャンセル料は、454円です。		
サービス提供地域	須賀川市、鏡石町、天栄村、郡山市		
送迎可能地域	須賀川市、鏡石町、天栄村、郡山市(一部地域のみ;須賀川市隣接地域)		
送迎可能地域以外の地域又は可能時間以外の送迎の対応	行っておりません。		
要支援1・2(介護予防短期入所生活介護)への対応	可	生活保護受給者への対応	可
介護報酬の告示で定める額以外の利用料	理美容費 実費 その他特別なレクリエーション費用は自己負担		
事業所設置年月日	平成10年4月1日	事業開始年月日	平成10年4月1日

併設事業所	介護老人福祉施設	通所介護	介護予防通所介護	居宅介護支援	介護予防支援	
従業者の状況	職員体制		専従(常勤)	専従(非常勤)	兼務(常勤)	兼務(非常勤)
	医師			1人		
	生活相談員		2人		1人	
	看護職員		4人			
	介護職員		22人	2人		
	機能訓練指導員				4人	
	栄養士		1人			
介護報酬加算等の算定情報	機能訓練体制		なし	1日につき+12単位		
	在宅中重度加算	夜間看護体制	あり	1日につき+10単位		
		在宅中重度者受入	なし	夜間看護体制加算を算定している場合1日につき+415単位		
			なし	夜間看護体制加算を算定していない場合1日につき+425単位		
	送迎体制		あり	片道につき+184単位		
	栄養管理評価	管理栄養士配置	なし	1日につき+12単位		
		栄養士配置	あり	1日につき+10単位		
	緊急受入体制		なし	1日につき+50単位		
	療養食加算		あり	1日につき+23単位		
	職員の欠員の状況		なし	×70/100		
<p>注</p> <p>1 須賀川市においては単位数×10円が利用料となり、うち9割が介護保険より支給されます。</p> <p>2 介護予防短期入所生活介護は在宅中重度加算、緊急受入体制は適用されません。</p> <p>3 利用者が連続して30日を越えて短期入所生活介護を受けている場合は、30日を越える日以降に受けた短期入所生活介護については、短期入所生活介護費は算定しません。</p> <p>4 在宅中重度加算で夜間看護体制とは、常勤の看護師を1名以上配置し、看護にかかる責任者を定めており、看護職員により、又は病院等の連携で24時間連絡体制を確保し、必要に応じて健康上の管理を行なう体制を確保している場合に評価されます。</p> <p>5 在宅中重度加算で在宅中重度受入とは、居宅において訪問看護の提供を受けていた利用者が、短期入所生活介護を利用する場合であって、当該利用者が利用していた訪問看護事業所から派遣された看護職員によって健康上の管理を行わせた場合に評価されます。</p>						
施設で定める滞在費、食費	(滞在費)	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	日額
	ユニット型個室	0円	0円	0円	0円	
	ユニット型準個室	0円	0円	0円	0円	
	従来型個室			540円	540円	
	多床室		320円	320円	320円	
	(食費)	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	

滞在費、食費については第4段階の費用が厚生労働省で定める平均的な費用の額であり、施設において現にサービスに要した費用が基準費用額を超える場合は施設と入所者の契約により、滞在費、食費が決まります。  
 上記の滞在費、食費については下表に定める基準により、基準費用額を限度として収入等に応じて減額となる制度がありますので、須賀川市、介護支援専門員又は事業所にご相談ください。

所得区分等	食費の負担限度額	滞在費等の負担限度額		
	日額(月額)	区分	日額	月額
第1段階 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方又は生活保護受給者	300円 (約10,000円)	ユニット型個室	820円	約25,000円
		ユニット型準個室	490円	約15,000円
		従来型個室	320円	約10,000円
		多床室	0円	0円
第2段階 世帯全員が市民税非課税で、年金収入等が年額80万円以下の方	390円 (約12,000円)	ユニット型個室	820円	約25,000円
		ユニット型準個室	490円	約15,000円
		従来型個室	420円	約13,000円
		多床室	320円	約10,000円
第3段階 世帯全員が市民税非課税で、年金収入等が年額80万円を超え266万円以下の方	650円 (約20,000円)	ユニット型個室	1,640円	約50,000円
		ユニット型準個室	1,310円	約40,000円
		従来型個室	820円	約25,000円
		多床室	320円	約10,000円
第4段階 厚生労働省で積算した <b>基準費用額</b> で第1段階から第3段階以外の者	1,380円 (約42,000円)	ユニット型個室	1,970円	約61,000円
		ユニット型準個室	1,640円	約50,000円
		従来型個室	1,150円	約35,000円
		多床室	320円	約10,000円

(参考)  
負担限度額

緊急時の対応

ご利用中に容体の変化等があった場合は、主治医、救急隊、親族へ連絡します。又、対応に当たっては事故対応マニュアルにより対応いたします。

事業所のPR

親切でいねいな介護を基本に、ご利用者のニーズに応じた質の高いサービスを提供し、自立支援に努め地域社会と連携し、日々の実践と向上に努めております。

事業所名称	ショートステイいわせ長寿苑		
経営主体	社会福祉法人 いわせ長寿会		
事業者番号	770700912		
所在地	〒	962-0311	
	住所	福島県須賀川市矢沢字明池158番	
	交通アクセス	東北自動車道須賀川I.Cより車で約10分 東北自動車郡山南I.Cより車で約15分 JR須賀川駅よりバスで約20分 JR須賀川駅よりタクシーで約15分	
連絡先		0248-65-2448	
	FAX	0248-65-3290	
ホームページ	E-mailアドレス	choujukai@drive.ocn.ne.jp	
電子メール	URL	http://www.iwase.or.jp	
営業日	年中無休	サービス提供時間	
休日			
入所者の定員	20人		
短期入所生活介護の実態形態	ユニット型	併設施設	ユニット型個室
サービスキャンセル時の対応	・入所予定日前 午後5時までに連絡をいただいた場合 無料 ・入所予定前日 午後5時までに連絡のない場合 一日の利用料の50%		
サービス提供地域	須賀川市、郡山市三穂田町、郡山市安積町、鏡石町、天栄村、矢吹町、玉川村		
送迎可能地域	須賀川市、郡山市三穂田町、郡山市安積町、鏡石町、天栄村、矢吹町、玉川村		
送迎可能地域以外の地域又は可能時間以外の送迎の対応	通常の送迎実施地域の境界を越えて行う送迎に要した交通費は、次の基準による額を徴収する。境界から片道1キロメートルにつき 片道10km未満 100円 片道10km以上 200円		
要支援1・2(介護予防短期入所生活介護)への対応	可	生活保護受給者への対応	不可
介護報酬の告示で定める額以外の利用料	・居住費 ・食事代 ・利用者に対する理美容サービス ・個人使用の医療物品代(個人で負担す		
事業所設置年月日	平成19年11月27日	事業開始年月日	平成20年10月1日指定

併設事業所	介護予防短期入所生活介護	通所介護	介護予防通所介護	居宅介護支援	介護予防支援	
従業者の状況	職員体制		専従(常勤)	専従(非常勤)	兼務(常勤)	兼務(非常勤)
	医師					1名
	生活相談員		1名			
	看護職員		1名			
	介護職員		11名			
	機能訓練指導員		1名			
	栄養士		1名			
介護報酬加算等の算定情報	機能訓練体制		なし	1日につき + 12単位		
	在宅中重度加算	夜間看護体制	なし	1日につき + 10単位		
		在宅中重度者受入	なし	夜間看護体制加算を算定している場合1日につき + 415単位		
			なし	夜間看護体制加算を算定していない場合1日につき + 425単位		
	送迎体制		あり	片道につき + 184単位		
	栄養管理評価	管理栄養士配置	あり	1日につき + 12単位		
		栄養士配置	なし	1日につき + 10単位		
	緊急受入体制		なし	1日につき + 50単位		
	療養食加算		なし	1日につき + 23単位		
	職員の欠員の状況		なし	× 70/100		
注 1 須賀川市においては単位数 × 10円が利用料となり、うち9割が介護保険より支給されます。 2 介護予防短期入所生活介護は在宅中重度加算、緊急受入体制は適用されません。 3 利用者が連続して30日を越えて短期入所生活介護を受けている場合は、30日を越える日以降に受けた短期入所生活介護については、短期入所生活介護費は算定しません。 4 在宅中重度加算で夜間看護体制とは、常勤の看護師を1名以上配置し、看護にかかる責任者を定めており、看護職員により、又は病院等の連携で24時間連絡体制を確保し、必要に応じて健康上の管理を行なう体制を確保している場合に評価されます。 5 在宅中重度加算で在宅中重度受入とは、居宅において訪問看護の提供を受けていた利用者が、短期入所生活介護を利用する場合であって、当該利用者が利用していた訪問看護事業所から派遣された看護職員によって健康上の管理を行わせた場合に評価されます。						

施設で定める 滞在費、食費	(滞在費)	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	日額
	ユニット型個室	820円	820円	1,840円	1,840円	
	ユニット型準個室					
	従来型個室					
	多床室					
	(食費)	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	
		300円	390円	650円	1,380円	
<p>滞在費、食費については第4段階の費用が厚生労働省で定める平均的な費用の額であり、施設において現にサービスに要した費用が基準費用額を超える場合は施設と入所者の契約により、滞在費、食費が決まります。</p> <p>上記の滞在費、食費については下表に定める基準により、基準費用額を限度として収入等に応じて減額となる制度がありますので、須賀川市、介護支援専門員又は事業所にご相談ください。</p>						
(参考) 負担限度額	所得区分等		食費の負担限度額	滞在費等の負担限度額		
			日額(月額)	区分	日額	月額
	第1段階 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方又は生活保護受給者		300円 (約10,000円)	ユニット型個室	820円	約25,000円
				ユニット型準個室	490円	約15,000円
				従来型個室	320円	約10,000円
				多床室	0円	0円
	第2段階 世帯全員が市民税非課税で、年金収入等が年額80万円以下の方		390円 (約12,000円)	ユニット型個室	820円	約25,000円
				ユニット型準個室	490円	約15,000円
				従来型個室	420円	約13,000円
				多床室	320円	約10,000円
	第3段階 世帯全員が市民税非課税で、年金収入等が年額80万円を超え266万円以下の方		650円 (約20,000円)	ユニット型個室	1,640円	約50,000円
				ユニット型準個室	1,310円	約40,000円
				従来型個室	820円	約25,000円
				多床室	320円	約10,000円
	第4段階 厚生労働省で積算した <b>基準費用額</b> で第1段階から第3段階以外の者		1,380円 (約42,000円)	ユニット型個室	1,970円	約61,000円
				ユニット型準個室	1,640円	約50,000円
従来型個室				1,150円	約35,000円	
多床室				320円	約10,000円	
緊急時の対応	短期入所生活介護の提供を行っている時に、利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医または協力医療機関への連絡、家族への連絡を行うなどの必要な措置を講じます。					
事業所のPR	「共に生き、わかちあえる毎日」「利用者」「家族」「地域」「職員」を4つの柱として開放的運営を目指します。「健やかな暮らしの為に」利用者1人1人の生活を重視し自宅と変わらぬ生活で介護を行います。また「安心と笑顔の為に」ご家族様や地域の様々な皆様との交流の充実と実現を行います。					